

令和4年度 第2回中標津町空家等対策協議会 会議議事録

◇開催日時：令和4年8月25日（木）14:00～16:00

◇開催場所：中標津町役場 301会議室

◇参集者：委員 9名中9名出席

1. 開会 中標津町都市住宅課長 佐瀬 光史



定刻となりましたので、ただ今より令和4年度第2回中標津町空家等対策協議会を開催いたします。本日は、お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。次第に入る前に、ここで第1回目、所要により欠席となっております西村委員より一言いただきます。

2. 挨拶 町長 西村 穰



西村でございます。第1回目では、肩の手術で入院してですね不在のため、代理で副町長が出席しました。空き家の話になりますと、うちの町も人口が減ってまして、戸数は増えているわけでもありますけれども、今後どんな風な整理をするのかと心配されるところであります。これは先んじてですね。いろいろ議論して、遅れないように対応していくことが、とても大切なことだと思います。

す。北海道的に見ればですね。もう空き家空き家で、困ってるって言うのはたくさんあると思います。将来に向けてどんな整理をするのか、空き家に関わらず色んな問題があると思いますので、しっかり施策をして対応していければと思います。私も、微力ではございますけれども、参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

5. 会長挨拶

中標津町空家等対策協議会 会長 安藤 淳一

会長をさせていただきます。安藤と申します。前回に引き続きまして、今回もどうぞよろしくお願いいたします。前回の空家等対策協議会の時の、委員の皆様の意見を伺いまして、改めて中標津町独自の空き家の対策が必要だと、いろいろな問題があることが明らかになったなというふうに思っております。それを踏まえて計画を進めていかなければなりませんけれども、そのためにも、委員の皆様の忌憚のないご意見をたくさん取り入れるような形で計画を作成できればなと思っておりますので、今回もたくさんのご意見いただければと思っております。今日はよろしくお願いいたします。

・議事（1）中標津町空家等対策計画について

安藤会長：議事（1）中標津町空家等対策計画策定についてですが、前回の計画書（案）では、現状及び関連計画までの記載となっております。第1回会議の議論を基に、課題や対策について計画（案）として掲載した部分について、たくさんありますので、分割しながら事務局より説明お願いいたします。

資料説明（P32 4 空家等に関する課題）

安藤会長：ただいまのご説明につきまして、ご意見ご質問等あればお願いします。私の方から質問させていただきます。a. 近隣への悪影響ということで、かなり傷んでいる空き家、あるいは実際にそういう空き家による影響

での事故の時は、実際はどのような対応しておかなきゃいけないかっていう、アイデアみたいなものはあるのでしょうか？

佐藤社長：倒壊、環境悪化ということですので、やはり、例えば台風が来たときとか、災害があったときに倒壊して、屋根とか飛んでくるとか、そういうことがありますので、そういうことがないように、リフォームなり補修しておくということが大事ですし、やはりあのゴミ屋敷になってたりすると臭いが発生するとか、そうなりとやっぱり定期的に清掃というか、そういうことが必要になってきます。あとは雪の問題とかも出てきますし、多様な問題、多様な対策があるかと思います。

安藤会長：はい、ありがとうございます。前回の資料にも、今回の資料にもあります。17 ページにあります、劣化状況っていうのがありまして、特に C ランク D ランクっていうのがかなり危険だという調査の結果を基に掲載されていると思うんですけども、このランクの危険だなというものに対して、当然空き家のランクとしてランク付けされていて、その周辺の方たちが、うちの近くにこのランクの空き家があるんだっていうのを知っておくっていうのも、必要なかなという気がしたもので質問したんですけど、C・D はかなり危険な状態っていうことですよね？

佐藤社長：そうですね。特に D に関しては、いつ倒壊してもおかしくない状況です。ただ、先ほどもありましたけど、基本的には所有者になんとかして欲しいというのがあります。ただ、そもそも所有者が分からなかったりする場合もありますし、そういう場合については、この後、出てきますけれども、最悪、特定空家に認定して、強制代執行というのが最終手段としてはあります。ただ、そうなりと、ほとんど町の予算でやることになってきますので、そうなる手前にきちんと所有者、占有者を把握するとともに、金銭的な問題だとかで、できないのであれば、何らかの支援をするっていうのが、今回の計画の施策になるというふうに思っています。

安藤会長：ありがとうございます。その他ご意見ありま

すでしょうか？まだまだこれからも意見あるかもしれませんが、もし振り返ってあるようでしたら意見いただければと思いますので、先に進めさせていただきたいと思います。

資料説明（P33 3 章 空家等の対策）

安藤会長：はい、ありがとうございます。只今、方針 2 空家等の発生抑制という視点での方針ということでの説明いただきました。中身としては（1）空家等の調査、（2）良質な既存住宅の形成、（3）空家化の予防に向けた意識啓発。3 つの大きい項目に分類されてますが、どれも非常に内容が豊富なものであるので、一つ一つご意見を伺う方がよろしいのかなと思います。ですので、まず一つ目、（1）空家等の調査の項目について、委員の皆様からご意見、あるいはご質問いただければと思いますが、いかがでしょうか？

委員：現地調査をデータベース化するというのは、非常にいいことだと思います。ただ調査をするのは誰がするのかというのが一番問題かなと思うんですけど、組織がやるのか、それとも行政でやるのか、その専門家だったりとか含めて。形だけの調査になっちゃうのが心配であります。

事務局：令和元年に行った時には行政の方でやりました。国の方の交付金を使いまして、前回の時は、業者さんに依頼をしまして、約 500 万ぐらいかかるということになりまして、その半分の 250 万は負担しなきゃならなく、ちょっと、大きなものでありますが、これは間隔をおいてやってかなきゃならないかなと思っております。ちなみにですけども、十勝管内の本別町で毎年やっております。まあ、間隔を開けて行った方が、値段もかからないこともあるでしょうけど、中標津はゼンリンさんが住宅地図を 3 年 1 回作っているということもありますので、それらのタイミングに合わせて行っていくというような方法も検討しているところではございます。他の町につきましては、3 年、5 年とかってスパンが延びているという話も聞きますので、中標津でも、そのスパンを開けていくっていうことも考えられます。

安藤会長：はい、ありがとうございます。ちょっとお聞きしたかったんですけど、今のところ、データ収集調査の更新のタイミングは、まだ決められていないんですね。

事務局：予算の兼ね合いもあるんですが、中標津もけっこう変化が激しいので、3年ないし、5年には行いたいとは思っていますが、もう元年からだいぶ経ってますので、この空家計画も5年に1度の見直しと考えると、前年に調査をした方が、見直しをしやすいのではないかなと思います。

安藤会長：はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか？

委員：更新の時に、例えば、不動産屋さんのところで何かあった時、売買があるんだとかって情報がね。せっかくデータベース化しているので、それがリンクするような方策があればいいんじゃないかと思います。例えば、新しく増改した建築屋さんがそこを直したら直したよってという報告みたいながあれば、少しは違うじゃないかっていうね。

委員：今の委員さんが言われてるのはね、役場でやったこういう調査も我々全然知らない。だから行政が、個人でやろうと思うより、そういうデータベースをね。俺たちと少しリンクしていると、非常にいいんですよね。

安藤会長：調査の方法を、いつも同じようなパターンで調べるだけじゃなくて、町の中で実際にそういうことに関わっている人からの情報の吸い上げみたいなようなことも常にやるとけば、新しい情報が入ってくるから、データが更新していけるというやり方をしていければという話でしょうかね。

委員：僕の商売だから、宅建業務で調べているから、そういう問題ないかの調査は、ちゃんとしなきゃいけないので、役場さんで調べたものだけで。我々が担当して売るってことはしないかもしれないんだけど、そういうことを担当して売るってことはちょっとできない。いず

れにしても、独自でまた調べて、まあ、法的なことはそんなに変わらないので、特に問題あるわけではないけ、中身の問題で、値段の問題とかで、これはちょっとやっぱり摺り合わせしないといけない。

安藤会長：そういう情報があるっていうことも、上手くデータベースとして生かせるような方法がうまくできれば何度も調べなくても情報をうまく使用できるというご意見というわけだと思いますが、それでよろしかったでしょうか？

委員：実績としてはどうなんでしょうか？そのやったっていう調査。調査した結果は、費用対効果はあったんでしょうか？

事務局：町の調査自体は個人情報当然絡んできますので、なかなか難しいですけれども、行政内部で予防啓発に使っています。前回の500万は、初回だったこともありまして、GISに全部落とすっていう作業を行いました。作ってから、すぐ火事があって、そこが空き家だったということがすぐ確認することができて、所有者がわかったというメリットがあります。あとは、それをどう活用するかっていう部分で、不動産会社から売買したいけども、それを持つてる所有者がどこにいるっていうのは当然聞けない。直接ピンポンして確認するしかないので、そういったものに我々もどうぞ言えるようにするには、やっぱり本人と接触して空き家バンクとか、そういうところに登録しませんかって話をしとけば、多分情報を出せると思うんですね。あとは、空き家の実態調査につきましては、当然見た目もありますけれども、水道課の閉栓情報、解体届。それで日々更新をしているような状況だと思いますので、我々でもある程度は精度を上げることはできますが、やはりどうしても現地を見なければわからないっていうこともありますので、そういった場合には、業者さんが良いのか、地元のことをわかってる町内会が良いのか、いろいろな方法を考えながらですね。空家の調査に関する部分に関しましては、交付金がたんですけども、今回の計画を作るにあたりましては、交付金が見つからないという、ちょっと不思議なこともありますので、調査についても必ずでるとは限りませんので。

安藤会長：はい、ありがとうございます。データは自分たちでやっているということで、そういう状態っていうこともわかれば、情報をどうやって集約していくかっていうことも、わかったんですけども、色々どうやって情報をうまく集約していくか方法をつかめれば、最新の情報入れることができるかなというふうに今話を聞いて、思いましたので、その辺、こういった情報もあるという窓口も逆に一緒に必要なかなって思いました。他にあるでしょうか？

委員：所有者意向調査と書かれてあるんですが、所有者が特定できたものが82.5%と、まあ八割以上特定できてるってことであるんですが、残りはどうして特定できなかったのかってなんかありますか？あと所有者、どこまで調査をどの程度行ったのか？把握できたと思っても、なんかキーマンが特定できただけで実は蓋を開けてみたら複雑な権利関係だったりとか、結構あるかなあと思うので、そのあたりキーマンが動いて対応してくれば良いというのはあると思いますが、どの程度の意向調査というのがなされたのか？そのあたり教えていただければと思います。

事務局：調査した後に固定資産情報などを使いまして、所有者の方に手紙を出して、それに関しましてお返事が来なかった方、手紙が届かなかった方などについての追跡調査は実施しておりません。もうちょっとやりようがあるのかなと思うんですけども、まだ一回目ってことがあります、簡易的な調査になっております。二回目の調査の時は、もうちょっと詳しく調査をしようかと考えております。

安藤会長：21頁、22頁、23頁に記載されているのが、意向調査の結果であるということで。例えば、②の空き家になったきっかけについてって言うことでお答えいただいた所有者さんが合計53件。まあ268件中の53件がお答えいただいているという。たぶん、268件の割合にしては、設問によっては、答えられてない・答えれてないということも結構あるのかなというふうに思います。この、268件の実際の返答した対応っていうのは、お分かりでしょうか？

事務局：お手紙です。賃貸物件に対してもお送りしているので、当然これだと思ったことが聞けないですけど。

安藤会長：今、所有者の意向調査についてのご質問がありました、他にいかがでしょうか？では、(2)良質な既存住宅の形成の方にはいってまいります。その中で、住生活基本計画の資料なども掲載されておりますが、それらも含めてご意見、あるいはご質問頂ければと思いますが、いかがでしょうか？

委員：私たちの会社で空き家の耐震改修の物件がありまして、それは先に売買、古い住宅を買った建物を新しく買った所有者が、それを耐震改修するという流れだったんですけど、これが、非常に大変です。ローン契約が半年以上、時間がかかりまして、ローンは古いとダメ。新しくするのが条件だと金額がこれぐらいだということも含めて、それでようやくそこから乗っかってきて、ようやく耐震改修の補助金の話になっていくんですけど、この辺がもう少しスムーズに行けるような、流れがあればいいかなっていうふうに思いました。自分が持ってるものを耐震改修するんだったらいいんですけど。買ってからだ、結構大変だろう。なかなか上手く行かないんじゃないかなって思いました。それから、もう一つ、住宅の基本性能の向上っていうのは、今建てる住宅がほとんど守られた良い住宅なんですけど、新築はですね。古い住宅はどうするか？そこが大事なかなって気がしました。

安藤会長：はい、ありがとうございます。今のご質問だと、その助成を受けるためには、手続きをするのに時間がかかる。

委員：そうですね、はい。あの制度上の問題でちょっと。その売買するまで、そこを先に裏付けしないと、売買も上手くいかないとか、ローンも上手くいかないとか。取得する前から動かないとローンが上手くいかないんですよ。移転登記してからでないと耐震改修ができないですよ。

委員：基本的に築何年っていうのは我々宅建業者で、建物の評価っていうのはよくみる。大体20年くらい経つと

半分くらいになる。20年を超えて30年になると、ほとんど価値がなくなる譲渡税が掛からなくなってくる。

安藤会長：今のお話は、この後の良質な民間住宅の形成ということにも繋がってくる。まあ、重複してくる内容だろうと今お話を伺って思ったので、これは、本当に空き家をどういうふうに動かすかっていうことにかかる非常に大きな問題で、これは制度でなんとできるのかどうかってことも、やっぱりご検討いただくのも重要で、特にお年寄りがやるんじゃないくて、若い方からやるって言った時に、自己資金がなく借りたいけど、対応しているかっていうことを考えていかなきゃいけないっていう問題ですよ。やはり、いろいろ検討して、少しでも良い方に、希望者に応えられるようなものを考えていただくということが一つある。非常に確信的なお話をいただきました。ありがとうございます。この流れの中で、まだ同じようなご質問ご意見、あるいは良質な既存住宅の形成の部分の相談窓口の件とかもございますけど、合わせて何かご意見いただけますでしょうか？

委員：bなんですけども、資料を見る限り、薄い色になってるんですけど、意味はあるんでしょうか？検討しますってなってるので、住宅の建替え、新築に対する支援方策。やるとすれば、これ町単費しかないですよね？

事務局：おそらく、そうなると思いますね。

二瓶委員：なんか消極的な感じが見えてくるんですけど。

事務局：薄い濃いのは、我々の打ち合わせで赤色にしているものです。要検討事項ということで、皆様にお諮りしたいなと思っております。

委員：順序としてですね。やっぱり皆さん、民間の中で促進を促して、そうでないと支援方策がありますよとなったら、その次に意識啓発ってあるんですけど、意識啓発が進む前に、いずれお金出るならそれまで放っておくかとなったら、それがちょっと困るだろうなと感じます。

委員：たしかに思います。自分でやっぱり負担しないからね。さぼっていても後でもらえるからっていう。

委員：なんかほっといてもどうにかなるみたいな期待をさせるのはっていう気持ちもちょっとあります。もちろん促進されたいいいなと思いますし、その辺りはちょっと上手く順序よくしないと、そのまま放置する人とか現れるかと思います。

安藤会長：今の、梅本委員のお話だと意識啓発が先にやってということですね。

委員：イメージにはなりますけど、ただ支援も大事だと思うので、そこは上手くできれば、先程のローンを上手く組めないというのは、やはり自己負担を前提にした話なので、そこがやっぱりスムーズに上手くいくようにすればいいなと思います。なんか意識啓発が進まないと思ってちょっと不安になったかなっていう感じです。

安藤会長：非常に重要な声が聞こえました。ありがとうございます。只今、ご意見をいただきましたが、合わせて、この次のcの相談窓口に関しても含めて結構ですが、ご意見いただけますでしょうか？

委員：エンディングノートって空家版ってどんなのなんですか？人間もあるんですよ。エンディングノートって、自分の持ってるもの、お金をどうするのかなんとかっていうそういうふうなものですよね。これがなかなか進まないんですね。

事務局：これは、静岡県の知り合いから取り寄せたものなんですけれども、静岡県裾野市というところで、お配りしているものです。元々は、先ほど委員がおっしゃられた人版のものを空き家にしたものです。それで、空き家を放っておくところになりますよ。そうなる前にこんなことをしましょうっていう単純なものなんです。

これだけでも結構、意識が違う。これは、全戸配布ではなくて希望者に渡しているらしいんです。で、これの資料を作るのは、民間業者にお願いして、裏に色んな広告載せたりしてただで作ってますということで、そういっ

たものを活用してやってるっていう話を聞きました。

安藤会長：前回の資料の中でもありました、空き家予備軍。かなりの数いらっしゃるというところでは、この方たちに今のエンディングノートのようなものを見る機会を作って、意識してもらって、その家を所有されている方だけでなく、いずれそれを相続する可能性もある方に対しての、啓発にも繋がっていくかなと思うんですけども、ご本人だけでなく、お子様とか、あるいは相続される方にも一緒に考えていくためのきっかけづくりにはなるのかなということがあるので、こういう対応が、自分が該当者になるかもという意識啓発にもなるという、非常に良い例だと思います。非常に今のお話聞いて、いいものだなと実感しましたので、是非ご検討を頂きたいなと。やり方はいろいろあるのかもしれませんが、意識啓発のための良いものではないかなと思います。他にいかがでしょうか？ええ、方針1で1時間ぐらいかかりました。じゃあ、ちょっと先に進ませていただいてもよろしいでしょうか？はい。では、続いて方針2、空家等の流通。あるいは、利活用ということなんですけど、この内容、まずは、(1)の適正管理の促進ということなんですけど、データベース化や、実態把握のための取り組みということで、なにかご意見いただければと思いますが、いかがでしょうか？

委員：eの空家片付け、家財整理の支援方策の検討に関して、実は先日、親戚が亡くなって、片付けをしてきたんですけど、2LDKで三十何万。もうその場で見て、いくらくらいかかるってすぐ見てくれる業者がよそは何件もある。少しそういう所が増えてくると片付けも少し楽になるかなあって。お金さえあれば。

委員：お金無い人もいますからね。結構うちもやってます。身寄りがいないとか、そういった時は、マンパワーで。役場で2t車を借りて、やってます。今回は、公住で、まあ、ほとんどが公住なんですけど。役場に片付けてねって言われるんですよ。

事務局：入居前の時に戻していただくのがきまりですから、やっぱり当然、公営住宅に入りたいという方はたく

さんいらっしゃいますので、そのままにしておくわけにはいかないんで、なるべく早く片づけをしてくださいとしていますので。

安藤会長：今の(1)適正管理の促進の中での前半のabcだったり、最初のデータベース化とも少し重複するとこなので、あの今日協議いただいた内容も含めて反映させることも可能だと思いますので、もし意見がなければ次に進めさせていただきたいと思うんですけどもよろしいでしょうか？じゃあ、続いて(2)空き家の跡地の利活用の促進ということなんですけれども。これについてはいかがでしょう？空き家バンクの話もありますし、寄付制度の検討もありますし、支援制度の検討もありますし、いかがでしょうか？この周辺で、空き家バンクを自治体で活用している自治体はありますか？

委員：標津町。町が、情報管理して物件を、自分が買いたいとか、売りたいとか。それは個々でやって、町は、その情報を提供するだけ。

委員：標津町には不動産屋さんが無いからやってるんだよね？

委員：そうだね。

委員：これ、北海道の空き家バンクですよ？

事務局：これは標津町だけのものです。

安藤会長：先進的にやってる実際の例でしたけど。まあ、これも一つの方法と言う事ですけど。今の利活用のお話を含めてご意見等ございますでしょうか。

委員：空き家の利活用っていうのは、例えばリフォームをするなりなんなりっていうのは付き物な気がしますし、そのことによって、流通が増える。そういったことを条件に何かしてる例とかってありますか？

佐藤社長：たとえば、リフォーム費用の1/3ですとか、上限50万とか色々あるかと思います。

安藤会長：実は、北広島市もリフォームの物件に対して補助最大10、20万とかっていうことはやってたことはありました。今は、やってないんですけども、それが毎年市の予算も決まっていますんで、例えば1軒あたり10万。それを、6軒までっていうのをやってたんで、だんだん予算が厳しいってなって、やらなくなってしまってますけども、それで一時期、町外から人を呼ぶということをやっていました。

委員：空き家をなんとかしようじゃないかっていう政策でやっているのであれば、貸し出しですよっていうふうな条件が強いから、ちょっと別の要件になるから、そういった要件をつけてやってるとこあるのかな？

佐藤社長：少し確認します。

安藤会長：他にありますでしょうか。

委員：今の話で、例えばその空き家を1回買ってリニューアルして売り出す。これって不動産業？

委員：買うっていうか、買わないでその人から請負業でやってその人が売ればいい。買うっていうことになっちゃうと不動産業になっちゃう。結局、宅建業者がすべて含めて直して売るっていうとハードルが高くなっちゃう。全ての責任は宅建業者になってしまいますので。

安藤会長：私の不手際で、方針1が終わりまして、方針2に入ったんですけど、方針2について、まだ説明をしていただいていたので申し訳ないんですけど、改めて事務局から説明をお願いいたします。

資料説明（P40 方針2 空家等の流通・利活用の促進）

安藤会長：ありがとうございました。今の説明を含めまして。さらにご意見をいただければと思います。今の話の中では、空き家バンクの話もありましたし、改めてご説明いただいた中に、寄付制度の問題も出てまいりました。あと、cとbの支援制度、町の施策に基づく活用の検討ということでお話いただきましたが、先ほどの継続し

ても構いませんし、この中からさらにご意見ございましたらお願いいたします。

委員：なんか寄付したいって結構来てますか？うち今年2件あったんですよ。社協にやるわって、アパートなんですよね。おじいちゃんおばあちゃんが施設に入っちゃって。高齢者でお金ない人をアパートに入れようかなと思ったけど、ちょっと使い勝手悪いし、うちから遠いからやめたんですけど。街中ってありますか？

事務局：年に1.2件はあります。ただ、町としても町有地を処理している状況にも関わらず、それをまた受け入れるというふうにならないかなって思っています。もし、仮に受け入れるとしたら、全て受け入れると収拾がつかなくなるので、なにかしらの条件はつくかと思います。

安藤会長：他にいかがでしょうか。なければ次に進めさせていただきますけれどもと思いますが、いいでしょうか。では、方針3 特定空家等への対応ということでお願いいたします。

資料説明（P42 方針3 特定空家等への対応）

安藤会長：ありがとうございました。方針3、特定空家等への対応ということで、この特定空き家の定義も当然でてくると思いますし、それに関わるということもその可能性で出てくるっていうことを前提での対応とかのご説明していただきました。この中身につきまして、ご意見等ありますでしょうか。

委員：勧告を受けた特定空家等については、固定資産税及び都市計画税に係る住宅用地特例の対象から除外するっていうのは詳しく。

事務局：建物を壊すと固定資産税が上がるから壊せないっていう人がいるので、それはできないよといったものになります。

委員：公的に大丈夫？

事務局：特定空家になれば出来るようになりました。

安藤会長：まあ、こういうことがお分かりであれば、特定空家にならないための準備してくださいっていう。まあ、そうならないためにどうするかってところが、ここの今やってる解消ってところの内容だと思いますけど、ええ、それも含めていかがでしょうか。

委員：除却補助ですよ。それをどう扱うかですね。さっきも話した通り、最後になってから補助金を出すのか？その前に壊した人は何も当たらないのか？その辺が難しいところかと思いますが。

安藤会長：ちょっと私、誤った情報をお話してしまいましたが、今、北広島は空き家解体補助というのは、1軒上限30万円まで補助を出してます。もう年間予算は決まっていますので、年間20戸まで予算としてみていますので600万。そして、先ほどのリユース住宅の活用サポート補助というの、リフォームする費用の1/5を補助します。最大限20万までということで、これも予算をとってます。あと住宅のリフォーム支援に関しては、市内の業者を使うということが前提で、これも10万というところで補助しています。この準特定空家というの、あのまさに北広島でも取り入れた方法で、まさに説明の中にあった特定空家にはしたくないから、そうなる前のフィルターとして準特定空家というものにして、その段階で食い止められるようにと言うのを前提で、一応条文の中には、北広島市空家等の適切な管理に関する条例の中で、整理して、特定空家には該当しないけれども、適切な管理が行われていないことにより周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態であると認められた空き家ということで、ここでこれは準特定空家だろうということで認定するという事はやっています。ですので、準特定空家に認定された所有者に対して、改善を求めるっていうやり方はやっています。

委員：準特定空家だったら、その特定空家に移るときに条件みたいなものは？

安藤会長：それはもう特定空家という規定がありますの

で、準特定空家になってもそれが改善されないまま特定空家に該当するとなった場合だけ特定空家になります。

委員：例えば、3年とか5年とか期間などは

安藤会長：ちゃんと期間などの細かいとこまでは決めてないです。ですので、あの準特定でかなり所有者に対して、改善してくださいということで、今まで準特定で指定されたもので、今のところ4事例あって2つが改善されたものと2事例がされてないままでいうことで。特定はないんですけども。準特定で4事例があって、その内2事例が除却されたものと、あとは改善されたものがあったって、2事例がなくなって、2事例が準特定空家のままに残っているというのが現状です。いずれ改善されないと、特定に移行する可能性もあるかと思います。すみません、ちょっと北広島の話になってしまいました。他にご意見ございますでしょうか。なければと先に進めさせていただきたいと思います。では、続いて4章対策の実施体制についてご説明いただきたいと思います。

資料説明（P44 4章 対策の実施体制）

安藤会長：ありがとうございました。この内容について皆様からご意見等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。はい。それでは、本日予定しております内容につきましては以上となります。全体を通して何かご意見ありますでしょうか。はい。では、本日は、この後に、まちづくり町民会議というのを開催予定をしていたわけなんです、延期ということになりましたので、事務局の方からお願いします。

・議事(2) まちづくり町民会議（空き家編）の開催について

事務局：資料にお配りしてありますチラシですが、まちづくり協議会（空き家編）これから空き家どうしようという表題で8月号の中標津広報や各種SNSで周知しました。計画策定基準に予定しておりました町民ワークショップの開催案内でございます。25名ほど住民の参加を募集しまして、本日夜7時より中標津町総合文化会館で、中標津町の空き家の現状や、グループに分かれて意見交

換をしたり、空家等対策計画に向けての住民の方々の意見をいただく目的で開催を予定しておりましたが、町内での新型コロナウイルス感染症が7月の中旬頃より徐々に増加しまして、150人を超える感染となっております。医療体制のひっ迫の状態になりかねない状況であることから、開催日の延期の措置をとることと致しました。誠に残念ですが、9月中の開催で再度検討して行きたいと思います。日程が決定しましたら改めまして、皆様にもお知らせ、住民の方への周知・募集をしたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

安藤会長：はい、ありがとうございます。今のご説明にもありますように、今日のテーマになります。空家所有者のみなさんの意識啓発にも繋がるイベント、事業であろうかというふうに思いまして、皆様も、もしお時間あるようであれば、ぜひともご参加いただければというふうに思いますので、どうかよろしく願います。できれば、私も参加したいと思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。本日の議題はすべて終了となりました。事務局からはその他については、特に今日は無いというふうに報告を受けておりますので、私の方での内容は以上で終わらせていただきたいと思います。

閉会 中標津町都市住宅課長 佐瀬 光史

安藤会長、長時間にわたる進行ありがとうございました。本日皆様よりいただきましたご議論と、延期としました「まちづくり町民会議」のご意見を基に、空家等対策計画の内容を取りまとめまして、予定では11月に第3回の協議会を開催して皆様にまたご議論していただきたいと予定しております。次回開催の日程につきましては準備でき次第皆様へご連絡差し上げたいと思っておりますので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

本日は、長時間に渡る会議大変お疲れ様でございました。以上で終了となります。ありがとうございました。